

宗教法人規則変更認証手続の概要

(単立宗教法人の場合)

現在の規則を確認

変更案及びその理由を立案



宗教法人内部の事前了解

規則の定めによる機関、信徒総会等への説明



宗教法人の正式手続

- ・ 変更する事項（新旧対照表）の作成
 - ・ 責任役員の議決（議事録作成）など
- 規則の定めによる



公 告

宗教法人法第 23 条の処分公告等法定、もしくは規則に定める公告、又は周知のため任意の公告。公告期間は規則の定めによる。



公告証明書作成

信者・利害関係者から証明書に署名押印をもらう



据置期間

公告終了後、1カ月又は2カ月



所轄庁へ規則変更認証申請手続

規則変更認証申請書・変更しようとする事項を示す書類○通規則上の手続を経たことを証する書類その他添付書類を提出



認証書交付をうける



法人の登記手続

登記が必要な場合



登記完了後、所轄庁へ登記完了届

登記完了届（登記事項変更届）

※ 上記は、単立宗教法人の例です。包括宗教法人（団体）と包括関係を結んでいる法人は、包括宗教法人（団体）の承認等が必要ですので、あらかじめ包括宗教法人（団体）の担当者へご相談するか、当事務所へご相談下さい。

※ 規則変更しようとする宗教法人は、実際の手続に入る前に所轄庁の事前相談をうけることを強くおすすめします。